

学校における働き方改革の成果と
今後の展開
(令和元年度版)

令和2年1月

東京都教育委員会

I はじめに

- 平成29年度に実施した都内公立学校教員の勤務実態調査の結果、教員の長時間労働の実態が明らかとなったことから、平成30年2月、都教育委員会は「学校における働き方改革推進プラン」を策定し、本プランに基づき、教員の長時間労働の改善に早急に取り組み、教育の質の維持向上を図ることとした。
- 本プランでは、いわゆる過労死ライン相当の勤務実態となっている教員が多数存在している状況に鑑み、当面の目標を「週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにする。」と定め、多様な取組を総合的に講じることとした。
- その後、平成31年2月に都教育委員会は、「学校における働き方改革の成果と今後の展開」を公表し、平成30年度における働き方改革の取組状況や成果等について明らかにするなど改革のフォローアップを進めてきた。
- 以下、令和元年度の取組状況や成果等について新たに取りまとめるとともに、令和2年度以降における取組を含めた今後の展開を示し、これを公表するものである。

II 今年度の取組状況及び成果

- 平成31年1月、文部科学省は学校における働き方改革の総合的な方策の一環として、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を各教育委員会に通知し、教育職員の勤務時間の上限の目安を示した。
- その後、令和元年12月、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」という。）の改正が行われ、文部科学大臣は上記ガイドラインで示された勤務時間の上限を指針として定め、これを告示した。

【指針に定める上限時間】

（原則）

- ① 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1箇月の合計時間
（以下「1箇月時間外在校等時間」という。） 45時間
- ② 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1年間の合計時間
（以下「1年間時間外在校等時間」という。） 360時間

（特例的な扱い） ※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合

- ① 1箇月時間外在校等時間 100時間未満
- ② 1年間時間外在校等時間 720時間
- ③ 1年のうち1箇月時間外在校等時間が45時間を超える月数 6月
- ④ 連続する2箇月、3箇月、4箇月、5箇月及び6箇月のそれぞれの期間について、各月の1箇月時間外在校等時間の1箇月当たりの平均時間 80時間

- 都教育委員会はこれまで、「週当たりの在校時間」を指標として教員の勤務実態把握を行ってきたところであるが、こうした国の動き等を踏まえ、今後は「月当たりの時間外労働」を指標として、実態把握や経年比較を行うこととする。

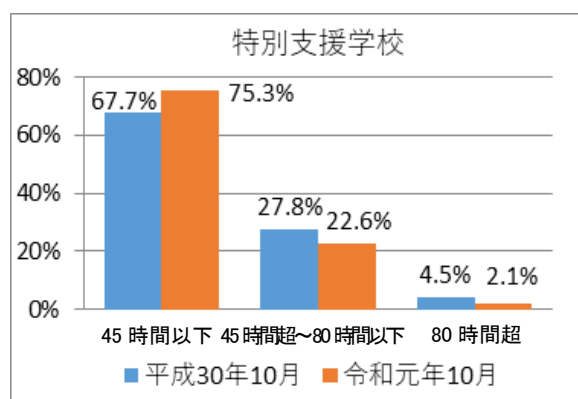
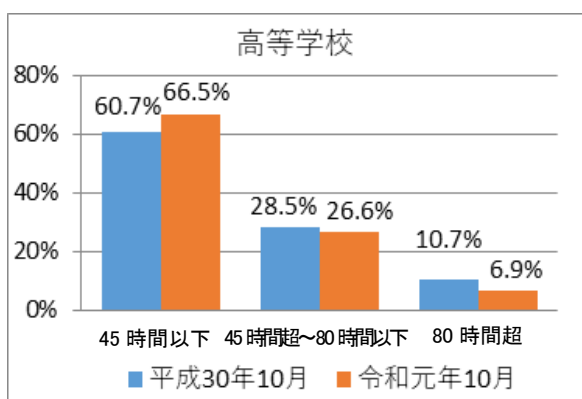
1 都立学校の状況

- 教員の1か月当たりの時間外労働の状況

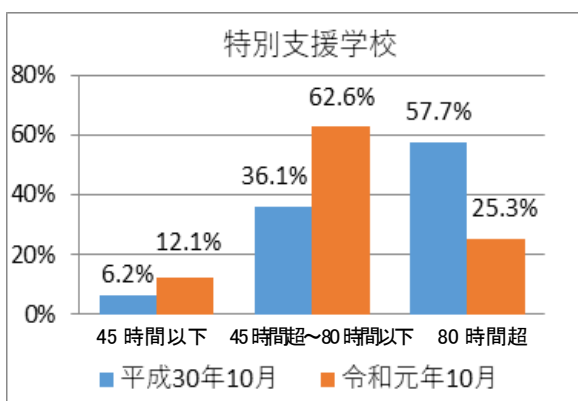
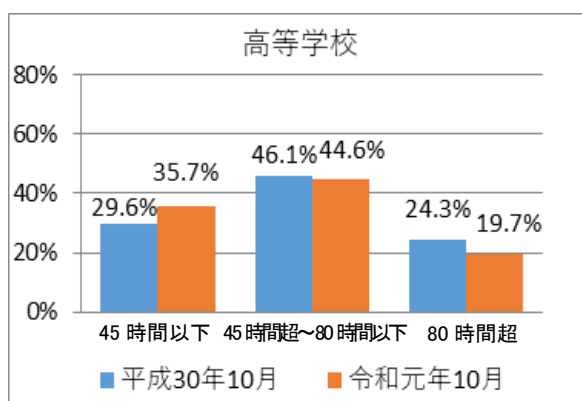
平成30年10月のカードシステムデータと令和元年10月のカードシステムデータによる比較

※校外における時間外労働時間は含まない。

- 教諭（主幹教諭・指導教諭・主任教諭を含む。）



- 副校長



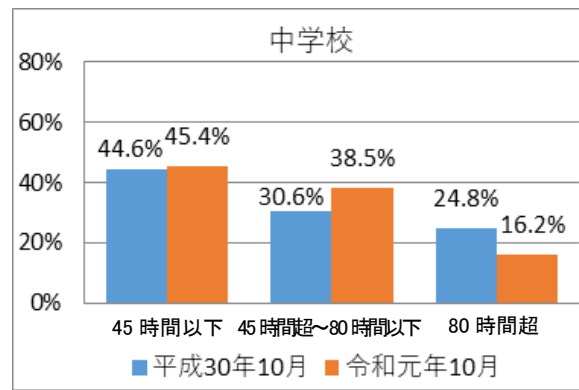
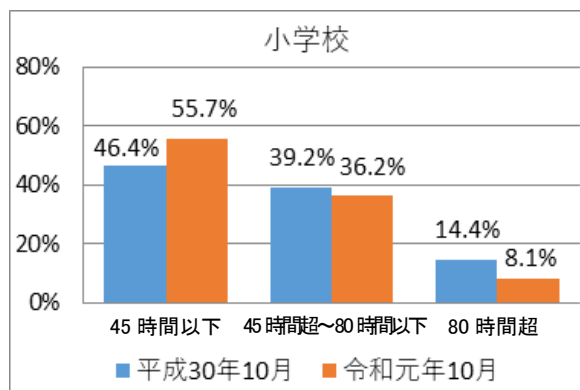
2 都内公立小・中学校の状況

- 教員の1か月当たりの時間外労働の状況

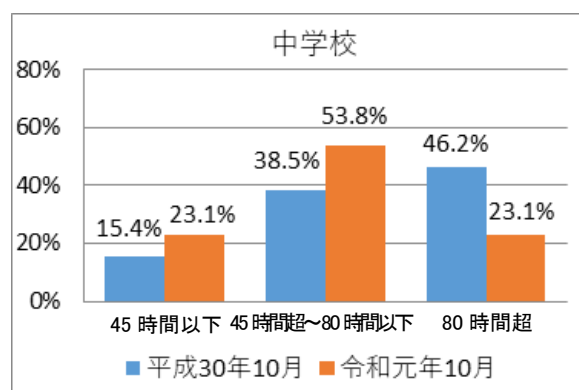
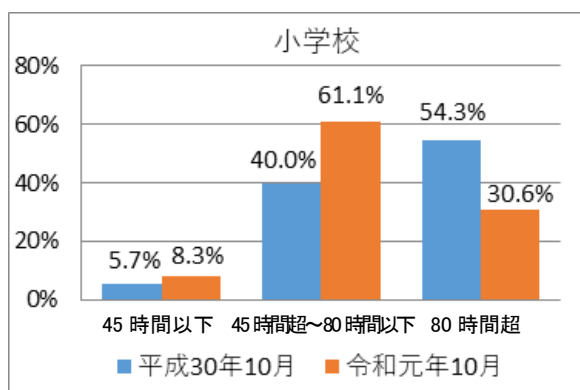
タイムレコーダーで在校時間を客観的に把握している区市における平成30年10月のデータと令和元年10月のデータによる比較（1区1市）

※校外における時間外労働時間は含まない。

□ 教諭（主幹教諭・指導教諭・主任教諭を含む。）



□ 副校長



3 主な取組の実施状況及び成果

- (1) 「都立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」の策定等【都立学校】
 - ・国のガイドラインを踏まえ、「都立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を策定し、各都立学校長に通知
 - ・併せて、学校現場における働き方改革の効果的な取組事例集を作成・周知
 - ※取組事例集（令和2年1月改訂版）については別紙を参照
 - ・働き方改革の推進に向けて、教員、保護者等に都教育委員会としてのメッセージを発信
- (2) 長期休業期間中等における学校閉庁日の設定【都立学校】
 - ・全都立学校において原則5日以上为学校閉庁日を設定（本格実施）
 - ・本格実施に当たっては、各校の状況に応じて音声案内機（留守番電話）や公務用携帯電話を活用
- (3) 部活動指導員の配置【都内公立中学校・都立学校】
 - 取組内容
 - ・部活動の実技指導や学校外での活動の引率を行う部活動指導員を配置
 - ・中学校においては区市町村が任用、国と都が人件費を補助（国1/3、都1/3）

■導入状況

- ・ 33地区386人を補助対象に決定
- ・ 都立学校163校に599人を配置

■効果

- ・ 顧問の部活動指導時間が縮減

| 校種 | 削減時間/週 | 校種 | 削減時間/週 |
|-----|---------|------|---------|
| 中学校 | ▲1時間33分 | 都立学校 | ▲1時間53分 |

※配置前後の同月における顧問一人当たりの部活動指導時間の比較

- ・ 生徒の部活動に対する意欲や競技成績・技能、保護者の満足度が向上
- ・ 当該分野の経験のない顧問の精神的負担が軽減

(4) スクール・サポート・スタッフの配置【都内公立小・中学校】

■取組内容

- ・ 学習プリントの印刷等、教員の授業準備をサポートするスタッフを導入
- ・ 区市町村が任用、国と都が人件費を全額補助（国1/3、都2/3）

■導入状況

- ・ 45地区986人を補助対象に決定

■効果

- ・ 教員の在校時間が縮減

| 校種 | 配置前 | 配置後 | 削減時間/週 | 削減時間/日 |
|-------|---------|------|---------|--------|
| 小・中学校 | 55時間30分 | 51時間 | ▲4時間30分 | ▲54分 |

※配置前後の同月における教員一人当たりの在校時間の比較

(5) 学校マネジメント強化モデル事業の実施【都内公立小・中学校・都立学校】

■取組内容

- ・ 副校長を直接補佐する非常勤職員を配置
- ・ 小・中学校においては区市町村が任用、都が人件費を全額補助

■実施状況

- ・ 小・中学校120校、都立学校14校においてモデル実施

■効果

- ・ 副校長の在校（等）時間が縮減

| 小・中学校 | 校種 | 配置前 | 配置後 | 削減時間/週 |
|-----------------|-----|---------|---------|---------|
| 1週間当たり 在校等時間 | 小学校 | 71時間16分 | 63時間30分 | ▲7時間46分 |
| | 中学校 | 67時間25分 | 63時間10分 | ▲4時間15分 |

※配置前後の同月における副校長の在校等時間（勤務時間調査により計測）の比較

| 都立学校 | 校種 | 配置前 | 配置後 | 削減時間/週 |
|----------------|--------|---------|---------|----------|
| 1週間当たり 在校時間 | 高等学校 | 76時間20分 | 66時間52分 | ▲9時間28分 |
| | 特別支援学校 | 75時間32分 | 62時間57分 | ▲12時間35分 |

※配置前後の同月における副校長の在校時間（カードシステムにより計測）の比較

4 区市町村における働き方改革の取組状況（令和元年12月末時点）

（1） 在校時間の把握状況

| カードシステム等により客観的に把握 | 校長等の現認や自己申告等により把握 | 未把握 |
|-------------------|-------------------|-----|
| 34地区 | 24地区 | 4地区 |

※ 都の補助事業を活用するなどして、令和元年度末には6割強、令和2年度末には約9割の区市町村がカードシステム等により在校時間を客観的に把握できる見通し

（2） 統合型校務支援システムの導入状況

| 導入済み | 導入予定あり | 未定 |
|------|--------|------|
| 38地区 | 13地区 | 11地区 |

（3） 長期休業期間中における学校閉庁日の設定状況

| 設定済み | 検討中 | 未検討 |
|------|-----|-----|
| 53地区 | 6地区 | 3地区 |

各教育委員会や学校における働き方改革の進捗状況を明確にするとともに、働き方改革の取組を一層推進するため、来年度以降は、区市町村別に取り組状況を公表する予定

Ⅲ 今後の展開

- 昨年度と比較して過労死ライン相当の教員の割合が減少するなど、時間外労働の状況には一定の改善が見られているが、国の定める上限時間（月 45 時間）を超える教員も依然として存在しており、これまでの成果等を踏まえ、更なる取組の強化を図る必要がある。

1 令和2年度の主な取組 ※ 働き方改革の取組全体については別紙を参照

(1) 都立学校における取組

- 長期休業期間中等において学校閉庁日を原則 5 日以上設定するとともに、各学校による定時退庁日の設定を促進するなど、ライフ・ワーク・バランスの取組を推進【継続】
- 教職員の柔軟で多様な働き方を推進するため、モデル校においてテレワークを試行実施し、制度構築に必要な要件等について検討【新規】
- 副校長の負担軽減を図るため、学校マネジメント強化モデル事業の実施規模を 46 校に拡大。モデル校での成果を踏まえ、非常勤職員の効果的な活用方法を周知【拡充】
- 「T O K Y O スマート・スクール・プロジェクト」を踏まえ、統合型校務支援システムや庶務事務システムの導入に向けた開発に着手するなど、I C T 機器等の整備を推進【新規】

(2) 小・中学校における取組

- 在校時間の客観的な把握や業務改善の推進に向けた取組を進める区市町村に対し、在校時間を把握するためのシステムや統合型校務支援システムの導入、学校徴収金業務効率化に係る財政支援を実施【継続】
- 小学校における英語専科指導教員について、22 学級以上の大規模な学校への配置を拡充【拡充】
- スクール・サポート・スタッフ配置支援事業を 1,500 人に拡充するとともに、活用事例集や校務改善発表会を通じて好事例等を情報提供【拡充】
- 副校長の負担軽減を図るため、学校マネジメント強化モデル事業の実施規模を 569 校に拡大。モデル校での成果を踏まえ、非常勤職員の効果的な活用方法を周知【拡充】

(3) 都内公立学校共通の取組

- 教員 O B 等を活用し、負担の大きい校務を担う教員の授業時数の軽減を全都立学校で実施（小・中学校はモデル実施）【継続】
- 会計年度任用職員制度の導入を踏まえ、教員 O B 等を対象に多様な働き方を P R するなど、定年退職後も働く意欲を醸成するキャンペーンを展開【継続】
- 顧問の負担軽減と部活動の質の確保を図るため、中学校・都立学校における部活動指導員の配置規模を拡充（中学校・都立学校計 1,188 人）【拡充】

(4) 東京学校支援機構による支援【新規】

- 都内公立学校への多角的支援を目的に令和元年7月に設立した（一財）東京学校支援機構（TEPRO）において、人材バンク、学校法律相談デスク、学校施設維持管理業務などの事業を展開
- 人材バンクにおいては、部活動指導員やスクール・サポート・スタッフなど学校のニーズに合った外部人材の情報を収集・蓄積し、質の高い人材情報を安定的に学校へ提供

2 教員の業務量の適切な管理等に関する規定等の整備

- 前述のとおり、給特法改正を踏まえ、文部科学大臣はガイドラインで示した勤務時間の上限を法的根拠のある指針として定め、令和2年1月にこれを告示した。
※指針の施行日は令和2年4月1日

<指針に定める上限時間>（再掲）

- ・ 時間外における在校等時間について、1箇月45時間
 - ・ 時間外における在校等時間について、1年間360時間
- ※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合は特例あり

- 指針では、教員のサービスを監督する各教育委員会が、本指針を参考にしながら、教育職員の在校等時間の上限等に関する方針について、教育委員会規則等において定めることとしている。

- こうした状況を踏まえ、今後都教育委員会においては以下のように対応することとする。

- ① 服務監督権者である各教育委員会が在校等時間の上限等に関する方針を規則等において定められるよう、「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」を令和2年第1回都議会定例会で改正予定
- ② 上限時間等を上記条例の施行規則（東京都教育委員会第4回定例会に付議予定）に規定し、「都立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を改正予定
- ③ 都の条例改正等について区市町村教育委員会に周知の上、積極的な規則改正等を依頼

※今後、区市町村教育委員会においては、上限時間等を規則等に定め、区市町村立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針の改正等を予定

【別紙】 学校における働き方改革 令和2年度の取組一覧

| No. | 取組の方向性 | 取組事項 | 対象校種 | 令和2年度の具体的取組 |
|-----|--------------------|---|--------------|--|
| 1 | 在校時間の適切な把握と意識改革の推進 | カードシステム等により把握した教員の在校等時間データから、月の定時外勤務時間が45時間を超える者のリストを抽出し、各校長宛てに提供 | 都立学校 | ○在校等時間データを基に、管理職による校務分掌の見直しや教員自身が業務の進め方を見直すなど意識改革を推進 |
| | | 提供するリストを基に、校長が必要に応じて長時間労働による健康障害防止のための面接指導申出の勧奨をする等、教員の健康管理に活用 | 都立学校 | ○「長時間労働による健康障害防止のための面接指導実施要綱」（平成31年4月改正施行）の周知徹底 ○管理職による長時間労働となっている教員に対する指導・助言及び産業医との面接勧奨を実施 |
| | | 在校時間の把握をICカードシステム等のシステムにより行う区市町村に対する財政支援 | 小中学校 | ○新たに在校時間を把握するためのシステムを導入する区市町村に対して、導入経費の一部を補助（15自治体） |
| | | タイムマネジメントやライフ・ワーク・バランスに関する研修の実施 | 都立学校 小中学校 | ○教育管理職等を対象とした職層研修等において、働き方改革に関する講義等を実施（7研修） |
| | | 教員の自発的な意識改革を促す取組を実施する区市町村に対する財政支援 | 小中学校 | ○パイロット校において専門家等によるワークショップ型研修を定期的・継続的に実施し、その成果を他校に普及させる取組を実施する区市町村に対して、経費を補助（5自治体） |
| | | 長期休業期間中等における学校閉庁日の設定 | 都立学校 | ○全都立学校において長期休業期間中等に原則5日以上の上学校閉庁日を設定 ○学校閉庁日の実施に当たっては、各校の状況に応じて、音声案内機（留守番電話）や公務用携帯電話を活用 |
| | | 働き方改革に資する独自の取組を実施する区市町村に対する財政支援 | 小中学校 | ○働き方改革を推進する上で効果が期待できる地域の実情に応じた独自の取組を実施する区市町村に対して、経費の一部を補助（10事業） |
| 2 | 教員業務の見直しと業務改善の推進 | 「TOKYOスマート・スクール・プロジェクト」の取組 | 都立学校 | ○令和元年度にモデル校7校に導入した採点支援システムについて、令和2年度も継続 ○統合型校務支援システムや庶務事務システムの導入に向けた取組を実施 |
| | | 調査縮減に向けた取組 | 都立学校 小中学校 | ○教育庁調査ルールに基づき、調査縮減取組月間（9月）の実施など、調査縮減に向けた取組を継続 |
| | | サテライト研修の実施による研修会場への移動時間の削減 | 都立学校 小中学校 | ○メイン会場で実施している研修をサテライト会場へ同時配信するサテライト研修を10回以上実施 |
| | | 統合型校務支援システムの導入支援 | 小中学校 | ○新たに統合型校務支援システムを導入する区市町村に対して、導入経費の一部を補助（9自治体） |

| No. | 取組の方向性 | 取組事項 | 対象校種 | 令和2年度の具体的取組 |
|-----|------------------|-------------------------------------|--------------|---|
| 2 | 教員業務の見直しと業務改善の推進 | 学校徴収金業務効率化支援 | 小中学校 | <ul style="list-style-type: none"> ○新たに学校徴収金システムを導入する区市町村に対して、導入経費の一部を補助（12自治体） ○希望する区市町村に対して学校徴収金業務改善アドバイザーを派遣 |
| | | コミュニティスクール導入等促進事業 | 小中学校 | <ul style="list-style-type: none"> ○域内全ての学校にコミュニティ・スクールの導入を目指している区市町村に対して、推進協議会の運営経費等を補助（8自治体） ○コミュニティ・スクールの導入促進、運営の充実に取り組む学校に対して、学校運営協議会の運営経費等を補助（85校） |
| 3 | 学校を支える人員体制の確保 | 副校長の負担軽減に向けた取組 (学校マネジメント強化モデル事業) | 都立学校 小中学校 | <ul style="list-style-type: none"> ○令和元年度は、小・中学校120校、都立学校14校においてモデル事業を実施 ○令和2年度は、予算規模を小・中学校569校、都立学校46校に拡大し、引き続き検証を継続 |
| | | 小学校の英語専科指導教員の配置 | 小学校 | <ul style="list-style-type: none"> ○22学級以上の大規模な小学校への英語専科指導教員の配置を拡充 ○それ以外の学校についても、必要な講師時数を措置 |
| | | 教員の校務負担軽減のための新たな時数軽減 | 都立学校 小中学校 | <ul style="list-style-type: none"> ○教員OB等を活用し、負担の大きい校務を担う教員の授業時数の軽減を全都立学校で実施 ○小・中学校においても、負担の大きい校務を担う教員の授業時数の軽減をモデル事業として実施 |
| | | 70歳まで働こうキャンペーン | 都立学校 小中学校 | <ul style="list-style-type: none"> ○教員や教員OB等に対して、定年退職後も働く意欲を醸成するため、退職後の働き方等について、PR活動を実施 |
| | | スクール・サポート・スタッフの配置支援事業 | 小中学校 | <ul style="list-style-type: none"> ○令和元年度は、45地区986人の配置に補助を決定 ○令和2年度は、予算規模を1,500人として実施予定 |
| | | 都立特別支援学校の主幹教諭の配置基準の見直し | 都立特別支援学校 | <ul style="list-style-type: none"> ○令和2年度も引き続き継続配置 |
| | | 都費事務職員の標準的職務内容 | 小中学校 | <ul style="list-style-type: none"> ○文部科学省において、学校における働き方改革に向け、学校管理規則及び標準職務モデル案等の提示を予定しており、その動向を踏まえ、学校事務職員の在り方を検討 |
| 4 | 部活動の負担を軽減 | ガイドラインの活用 | 都立学校 中学校 | <ul style="list-style-type: none"> ○運動部・文化部活動の運営に関する実践的な内容を含む包括的な手引として作成した「部活動に関する総合的なガイドライン」の活用、適切な部活動運営の推進に向け、保健体育科主任連絡協議会等で周知 |
| | | 部活動指導員の配置 | 都立学校 中学校 | <ul style="list-style-type: none"> ○顧問の負担軽減を図りながら、部活動の充実を一層推進するため、部活動指導員の配置事業の規模を拡充（都立学校・区市町村立中学校計1,188人） |

| No. | 取組の方向性 | 取組事項 | 対象校種 | 令和2年度の具体的取組 |
|-----|-------------------------|---|--------------|--|
| 5 | ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた環境整備 | 教職員を対象としたテレワークの実施 | 都立学校 | ○モデル校において試行実施し、教職員のテレワークの実施に必要な要件等について検討 |
| | | 学校経営計画にライフ・ワーク・バランス策を明記 | 都立学校 | ○都立学校の学校経営計画にライフ・ワーク・バランス推進策を引き続き明記し、設定例等を記載した通知により周知を徹底 |
| | | 学校評価アンケートにおける、ライフ・ワーク・バランスの推進に関する評価項目の設定 | 都立学校 | ○各学校において、学校運営連絡協議会における学校評価アンケートの評価項目に、ライフ・ワーク・バランスの推進に関する評価項目を設定の上、学校評価を実施 |
| | | 教育管理職の人事考課制度における取組（教職員の仕事の効率化等ライフ・ワーク・バランスの推進に向けた取組について目標を設定） | 都立学校 小中学校 | ○自己申告実施要領において規定した下記の内容について、引き続き周知 ・管理職：ライフ・ワーク・バランスの推進に向けた取組について目標を必ず設定 ・教育職員：ライフ・ワーク・バランス推進の観点から、効率的な仕事の進め方についての意見等を積極的に記入 |
| | | 育児休業者の昇任選考受験資格の緩和 | 都立学校 小中学校 | ○引き続き、昇任選考の対象者への周知を徹底 ○推薦による申込区分でも受験が可能となるよう、制度改正を実施 |
| | | 配偶者同行休業者の昇任選考受験資格の緩和 | 都立学校 小中学校 | ○昇任選考の対象者への周知を徹底 ○推薦による申込区分でも受験が可能となるよう、制度改正を実施 |
| | | ベビーシッター費用の支援 | 都立学校 小中学校 | 【公立学校共済組合にて実施】 ○支援メニューの認知度向上に向けて、公立学校共済組合広報誌及びホームページでの周知や将来の利用者となる育児休業者に向けた周知を引き続き実施 ・病児保育ベビーシッター利用補助 ・家事代行付ベビーシッター利用補助 |
| | | 事業所内保育施設の整備 | 都立学校 小中学校 | ○候補地を選定の上、基本計画検討調査を実施し、配置計画やコスト等を調整 ○運営事業者の選定方法を検討 |
| | | メンタルヘルス対策 | 都立学校 小中学校 | ○専門家による検討委員会の検討に基づき、令和3年度から教員用ストレスチェック調査票の実施に向けた運用要件を検討 ○ストレスチェック集団分析結果を基に専門的な助言を行う職場環境改善アドバイザーを都立学校に派遣 ○広報誌等を活用した短期休職者向けリワーク機関の学校への周知を徹底 ○適切な労働安全衛生管理体制整備に向けて、区市町村教育委員会への働き掛けを引き続き実施 |

学校における働き方改革 取組事例一覧

＜令和2年1月改訂版＞

1 教員の在校時間の把握と活用

| No. | 取組事例 |
|-----|--|
| 1 | 毎月15日と月末にカードシステムの在校時間データを集計し、時間外労働の多い教員に対しては、校長から早めの声掛けを実施 |
| 2 | 毎月、各教員の在校時間を確認し、月の時間外労働が80時間を超えた教員に対しては、産業医による面談と改善に向けた指導を実施 |
| 3 | 在校時間の分析（職層別、分掌別、部活別）により時間外労働が多い要因を把握し、その結果を基に、校務分掌の平準化や部活動指導の負担軽減を実施 |
| 4 | 時間外労働の多い教員に対し、当該教員の在校時間データ（平均値や推移等）を基に、今後の縮減目標を具体的に指導 |
| 5 | 毎月の在校時間の集計結果を一覧表にまとめ、職員会議等で配布して業務改善策を検討 |
| 6 | カードシステムの操作忘れを防止するため、打刻を促すイラストを掲示 |

2 教員の意識改革

(1) 働き方改革に対する意識の向上

| No. | 取組事例 |
|-----|--|
| 1 | 学校経営計画の冒頭に働き方改革を位置付け、職員会議等において、教員に対して働き方改革の意義や学校の方針及びその実現に向けた取組を説明 |
| 2 | 時間外労働の縮減や退庁時間の目標等、働き方改革に関する学校独自のスローガンを設定し、職員室等に掲示 |
| 3 | 各教員がライフ・ワーク・バランスの達成に向けた目標を設定し、自己申告の面接時に管理職がその取組状況を確認 |
| 4 | 中央教育審議会における働き方改革の検討内容等、国や都の動向を職員会議等で随時情報提供 |
| 5 | 教員を対象とした産業医による健康講話や、外部専門家による働き方改革に関する校内研修会を実施 |

(2) 勤務時間に対する意識の向上

| No. | 取組事例 |
|-----|--|
| 1 | 特定の曜日を定時退庁日に設定し、職員室の黒板への表示やBGMの放送により退庁を促進 |
| 2 | 定時退庁日は、部活動禁止日や会議禁止日とするなど、定時退庁に向けた条件を整備 |
| 3 | 学校だより等の予定表にも定時退庁日を記載し周知するなど、保護者の理解も得ながら取組を促進 |

| | |
|----|--|
| 4 | 定時退庁をしやすい夏季休業期間中に、定時退庁週間を4週間連続で設定 |
| 5 | 定時退庁日のほか、月に1回、定時完全消灯日を設定 |
| 6 | 各教員がMy定時退庁日を月1回以上設定し、該当日にはMy定時退庁日であることを机上に表示して、職場全体で配慮 |
| 7 | 退勤予定時刻をスケジュールボードに記入し、終業時刻を意識した働き方を推進 |
| 8 | 毎日18時に、校長が職員室で退庁の声掛けを実施 |
| 9 | 管理職が率先して年次有給休暇の取得や定時退庁を行い、ライフ・ワーク・バランスの推進に向けた職場風土を醸成 |
| 10 | 出張先での用務終了後、学校に帰庁すると勤務時間外になる場合は、やむを得ない場合を除き、直帰を基本 |

3 業務改善の推進

(1) 校務の改善・学校行事等の見直し

| No. | 取組事例 |
|-----|--|
| 1 | 教員との面談等により各校務の実態を把握し、真に必要な校務のみを精選 |
| 2 | 担当校務を業務量の多さに応じて点数化し、校長が評価の上、校務分掌の平準化を実施 |
| 3 | 校内に幅広い職層から構成される「働き方改革推進チーム」を設置し、定期的に業務の見直しや効率化について検討 |
| 4 | 若手教員とベテラン教員とのペアで校務を担当させ、若手教員の育成を図るとともに若手教員の業務負担を軽減 |
| 5 | 各校務のマニュアルの作成及び内容の明確化により、新任教員の負担を軽減 |
| 6 | 全教員から校務の効率化に関するアイデアを募り、すぐに取り組めるものについては当該年度から実施 |
| 7 | スクラップ&ビルドの観点から、新たな取組を実施する際は既存の取組をやめることを校内でルール化 |
| 8 | 校外活動等の恒例行事については、行程表のひな型を作成し、毎年一から作成する業務を解消 |
| 9 | 複数の学校行事を同一日に行う、類似行事を統合するなど、学校行事を効率化（例：土曜日の授業公開と学校説明会を同一日に開催） |
| 10 | 宿泊を伴うHR合宿について、内容を精査して日帰りのHR行事へと変更 |
| 11 | 体育祭や文化祭等の会場準備を簡素化 |
| 12 | 地域行事への参加について、地域やPTAと検討会を開催し、共通理解を図った上で精選 |

(2) 会議の効率化

| No. | 取組事例 |
|-----|---|
| 1 | 内容の似た会議を統合するとともに、必要最小限の人数で開催 |
| 2 | 複数の会議を同一日に開催し、会議の日数を削減 (例：委員が重複する学校運営連絡協議会と防災教育推進委員会を同一日に開催) |
| 3 | 会議の議題を年間で計画的に設定することで、開催回数を必要最小限に削減 |
| 4 | 軽微な連絡事項はメールや職員室内のホワイトボード等を活用し、朝の打合せを廃止 |
| 5 | 会議開催日を月曜日と水曜日に設定し、他の曜日における開催を原則禁止 |
| 6 | 会議の開始時刻及び終了時刻を会議資料に明記し、遅刻者があっても定刻どおりに開始するとともに、会議の延長を禁止 |
| 7 | 会議時間の上限を1時間に定めるとともに、勤務時間内に行うことを徹底 |
| 8 | 会議の内容を報告事項と協議事項に分別し、あらかじめ時間配分を行い、時間厳守で進行 |
| 9 | 会議資料は事前にメール等で配布し、当日の資料説明を必要最小限にすることで、会議を効率化 |
| 10 | 校内PCやタブレット端末を活用し、会議のペーパーレス化を図り、資料の印刷や丁合、配布に係る時間を削減 |
| 11 | 会議資料は一つの議題につき原則1枚にするとともに、既存資料の活用を徹底 |

(3) 執務環境の整備

| No. | 取組事例 |
|-----|---|
| 1 | 月に1回、不要な什器や書類の一齐廃棄など、執務環境の美化に取り組む執務環境整備日を設定 |
| 2 | 毎週金曜日の16時50分から「職員室一齐10分間清掃」を実施し、清潔で整理された執務環境を維持 |
| 3 | クリーンデスクの徹底により書類探しの時間を短縮するとともに、作業スペースを確保し業務を効率化 |
| 4 | ファイルの色分けや背表紙へのタイトルの表示等により、書類管理の機能化を推進 |
| 5 | 文房具等の物品の収納場所を明示した「収納マップ」を作成 |
| 6 | 民間企業のノウハウを活用し、職員室を機能的なレイアウトに改善 |
| 7 | 事務機器（コピー機やプリンター等）の最新鋭化や台数増により、業務を効率化 |

(4) ICTの活用

| No. | 取組事例 |
|-----|--|
| 1 | 電子掲示板に管理職のスケジュールを掲載し、校務上のスケジュール調整を効率化 |
| 2 | 電子掲示板に会議資料等を適宜アップロードし、連絡事項の伝達や打合せに係る時間を短縮 |
| 3 | 教材等の電子データを校内ネットワークの共有フォルダに保存し、共有化を促進 |
| 4 | 校内ネットワークの共有フォルダに保存する際のルールを作成し、フォルダの体系化を進めることで、検索等に要する時間を短縮 |
| 5 | 提出物について、校内ネットワークの共有フォルダへの提出とすることで、集約等の作業を効率化 |
| 6 | 操作マニュアルの作成及び研修会の開催により電子起案を推進し、起案・回付事務を効率化 |
| 7 | 学校説明会へのネット予約の導入や、学校評価アンケートのWeb入力化により、事務処理を効率化 |
| 8 | 授業評価や学校評価等に係るアンケートについて、業者委託によりクラウド化し、集計作業を効率化 |
| 9 | 保護者からの欠席・遅刻の連絡について、専用のメールアドレスやWeb上の連絡フォームを活用 |
| 10 | 生徒の学力向上、学習習慣の定着を図る手段として、オンライン学習支援ツールを活用 |
| 11 | 定期考査等において、一部教科にマークシート方式を導入し、採点業務やデータ分析を効率化 |

(5) 外部人材の活用・地域との連携

| No. | 取組事例 |
|-----|---|
| | スクール・サポート・スタッフ（SSS）を効果的に活用し、教員の負担を軽減 |
| 1 | <p><効果的な活用事例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ SSSに依頼できる業務の一覧表を作成し、校内の全教員に周知 ○ SSSの出勤日を掲示板等に掲載し、業務依頼を効率化 ○ SSSのデスク横に依頼箱を設置し、SSSが不在の場合でも業務を依頼しやすい環境を整備 ○ SSSの活用による業務短縮時間を見える化し、校内でのSSSの積極的な活用を促進 |
| 2 | 講習・補習の指導、自学自習の個別指導等において、近隣の大学生等を活用 |
| 3 | 登下校時の児童の見守りについて、地域の安全パトロール隊に協力を依頼 |
| 4 | 校内環境整備（草刈り、花壇の手入れ等）において、地域のボランティアを活用 |
| 5 | 部活動指導員を積極的に活用し、土日の練習や大会への引率は部活動指導員が実施 |

(6) その他

| No. | 取組事例 |
|-----|---|
| 1 | 資料の印刷、丁合等の簡易な業務については、教育事務補助員（チャレンジ雇用職員）を活用 |
| 2 | 学校便りや学年便りなど、保護者への案内で重複している掲載項目を整理・統合し、作成業務を軽減 |
| 3 | 家庭訪問の一部を三者面談に振り替え、保護者と教員の負担を軽減 |
| 4 | 保護者提出書類について、「提出前チェックリスト」を配布することで書類の不備を防止 |
| 5 | 留守番電話の自動応答を18時から翌日の7時まで稼働させ、勤務時間外の電話対応業務を軽減 |
| 6 | 欠席連絡にファクシミリを活用し、勤務時間外の電話対応業務を軽減 |
| 7 | 各種校内資料をA4判の大きさに統一し、印刷等の作業を効率化 |
| 8 | 校舎内の施錠を学年間で分担し、日直の負担を軽減 |
| 9 | 規則等に定めがなく、必要性の薄れた消耗品の管理簿等を廃止 |
| 10 | 校内ルールで運用している管理職への書類申請手続（特別教室の空調使用等）を廃止 |

4 教員の柔軟な働き方の推進

| No. | 取組事例 |
|-----|---|
| 1 | 子供の保育園の送迎や家族の介護等を行っている教員について、本人の希望に応じて勤務時間帯を変更 |
| 2 | 3時間目の授業から始まる教員の勤務時間帯を設定し、19時まで利用可能な自習室を担当 |
| 3 | 登下校時に生徒指導を行う教員について、通常の勤務時間よりも早い時間や遅い時間に勤務時間帯を設定 |

5 部活動指導の改善

| No. | 取組事例 |
|-----|--|
| 1 | 学校で一斉に部活動を行わない「ノー部活動デー」を設定 |
| 2 | 活動時間にメリハリをつけ、週の活動の半分は通常よりも短い活動時間で実施 |
| 3 | 部活動休養日の日数を月単位又は年単位で設定し、計画的に実施 |
| 4 | 大会参加回数や練習量の多い部活動について、複数顧問制や顧問の交替制・当番制を導入し、顧問の負担を軽減 |

| | |
|---|---|
| 5 | 複数の部活動を対象にした合同トレーニングを実施し、指導に当たる顧問の人数を削減 |
| 6 | 教育上の意義や生徒の負担を考慮の上、参加する大会等を精査 |
| 7 | 部活動指導員を積極的に活用し、土日の練習や大会への引率は部活動指導員が実施【再掲】 |

6 保護者や地域の理解促進

| No. | 取組事例 |
|-----|--|
| 1 | 学校運営連絡協議会や保護者会等において、学校における働き方改革の意義について保護者に説明・周知 |
| 2 | 学校閉庁日の設定や留守番電話の導入、学校行事の精選、部活動休養日の設定等について、お知らせ文書の配布や保護者会での説明等を通じて、丁寧に周知 |
| 3 | 学校評価アンケートにライフ・ワーク・バランスの項目を設定するとともに、その趣旨を説明する文章を記載 |
| 4 | 学校のHPや学校通信等に、当該校における働き方改革の取組を掲載 |